

令和7年3月28日付け新潟県企業局管理規程第2号（新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程）
32ページの「**第19条の3**」は「**第21条の3**」の、「1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。」は「1
この規程は、令和7年4月1日から施行する。」の誤り。